

オーディオ製品 修理ご依頼のお客様へ

修理品に対する規定

第1条

1. お預かりした修理品は国内製品であれば国内メーカーへ、海外製品であれば、その製品を取り扱う輸入商社へ依頼します。
2. 著しく改造されたと見受けられる製品などは基本的にお受けできません。
3. 海外製品の場合、並行輸入品とみられる製品は修理をお断りする場合があります。
4. 国内メーカー製の輸出向け製品などもお受けできない場合があります。
5. 既に部品保有年数を過ぎているなど修理受付期間終了製品などはメーカーの規定に準じます。
6. メーカーおよび輸入商社などが修理不能と判断した製品は基本的に修理受付致しません。
7. その他の事柄につきましては取り扱いメーカーの規定に準じます。

第2条（保証期間内の修理）

1. 保証期間はメーカーの規定に準じます。
2. 取扱説明書などに従って正常な使用方法、使用環境で生じたと思われる故障に限り、メーカーおよび取扱輸入商社の無償修理規定に基づき無償修理が可能です。
3. 下記項目に当てはまる場合などは無償修理を受ける事が出来ません。
 - 1) 保証書の提示が無い場合。ただし販売を証明する領収書やお買上伝票などの提示とメーカーの出荷履歴を照らし合わせるなど、証明できる場合は保証期間を適用できる場合があります。
 - 2) 保証書に必要事項の記載が無い場合、または記載されているご本人以外のご依頼の場合、記載事項が書き直されていると認められる場合、その他事実と異なる記載がされていた場合。
 - 3) ご使用上の誤り（落下させた、水などの液体のこぼれ、水没、誤配線、異物挿入など）による故障、損傷。
 - 4) 火災、天災、水害、落雷、その他の天変地異。公害、塩害、ガス害、異常電圧や指定外の電源使用による故障、損傷。
 - 5) 消耗パーツの交換が必要になった場合。

第3条（他店お買上製品の保証期間中製品の取り扱いについて）

1. 他店お買上製品の保証期間中修理は取次が可能です。

ただし、修理品のお引き上げ、および当店にて梱包を要する場合は、当社が既定する出張費および梱包費用を別途請求させていただきます。
2. 修理完了後の配達をご希望される場合は別途配達費を請求させていただきます。

第4条（保証期間外の修理について）

メーカーおよび輸入商社の規定により有償修理が可能です。

第5条（保証期間外修理品のご依頼、受け渡しについて）

1. お客様で修理品を梱包、発送される場合はお客様から当店への送料ならびに当店から当該メーカーへの往復の送料をご負担して頂きます。

※お客様宅まで修理品を引き取りにお伺いする場合は別途出張費をご請求させていただきます。
2. 修理品を着払いにて当店へ発送された場合は、当店より修理品ご返却時に修理代金に着払い料金を加算させていただきます。
3. 修理完了品の返却に運送会社を使用する場合は、送料をお客様にご負担していただきます。
4. 修理完了品を当店スタッフがお客様宅へ配達、設置する場合は修理代金に加えて当社既定の出張費、設置費をご請求させていただきます。

第6条（修理料金の見積もりについて）

1. お預かりした修理品についてご希望がありましたら当該メーカーおよび輸入商社へご依頼内容に従い見積り依頼をする事が出来ます。

2. 修理見積りに関しましてはお見積り手数料が発生いたします。お見積り手数料は当該メーカーおよび輸入商社の規定によります。
3. 当該メーカーおよび輸入商社へ修理品を送る場合の送料はお客様負担になります。
4. お見積り後にキャンセルになった場合のメーカーからの返送料金もお客様負担になります。
5. 当該メーカーおよび輸入商社にて修理不能と判断された修理品をお客様にお返しの事になった場合も、往復の送料はお客様にご負担していただきます。
6. 製品によっては修理箇所を特定する作業自体が困難なケースがあります。
また故障箇所を特定するために、ほぼ修理完了と同等の作業や時間が必要となることがあります。
その場合にはご依頼時に通常のお見積りを計算することができませんので、お客様とあらかじめ修理金額の上限をご相談の上、見積もり無しの出来高請求、と言う形を取らせていただく場合があります。
7. お客様お見積り承認後に修理作業に取り掛かります。
8. 修理に取り掛かってから見積りと異なる症状、不良箇所が発生した場合、再度お見積りさせて頂き、お客様再承認の上、修理を続行いたします。

第7条（修理完了品について）

1. 修理完了後、お客様に修理完了のご連絡を致します。
2. 修理完了から一か月以上お引き取り頂けない場合、お引き渡し時に再検査を必要とする場合があります。その場合は再検査費用を追加請求させていただきます。

第8条（故障部品の取り扱いについて）

1. 修理にて交換した部品は当該メーカーおよび輸入商社または当店で処分させていただきます。

第9条（再修理及び責任の限定について）

1. 修理完了品が届きましたら速やかに対象商品の外観、故障箇所の修理が完了している事、異常がないことをご確認ください。
2. 外観上の損傷につきましては製品到着後遅滞なくご連絡頂かない限り当該メーカーおよび輸入商社、または運送会社の規定により補償などに応じる事が出来ません。
3. 修理完了品について当該メーカーおよび輸入商社、修理業者の責による瑕疵が発見された場合、修理完了後、当該メーカーおよび輸入商社の規定期間内であれば再修理（無償）にてお受けします。
※ここでの瑕疵とは、該当修理品の同一箇所、同一症状の事を言います。
ただし、販売終了後年数の経っている製品は当該メーカーおよび輸入商社の規定により本項適用外になる場合もあります。
※別の箇所が故障した場合なども適用外になります。

第10条（修理品の保管について）

1. 修理完了品について下記の条件に当てはまる場合はお客様が所有権を放棄したとみなし、当店は対象機種を自由に処分出来るものとします。
 - 1) 修理完了から三ヶ月以上、修理品をお引き取りいただけなかった、およびご連絡を頂けなかった場合
 - 2) 修理のご依頼をキャンセルされてから一ヶ月以上お引き取りいただけなかった、およびご連絡を頂けなかった場合

※上記の条件に当てはまる場合は保管費用、処分費用をお客様に請求できるものとします。

※保証期間外の修理の場合は別途修理料金またはキャンセル料を請求できるものとします。

第11条（免責事項）

1. 当店の責に帰す事の出来ない事由から生じた損害、当店の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、遺失利益（機器を業務に使用した場合の業務上の損害を含みます）については責任を負わないものとします。
2. バックアップなどの措置が必要な製品においては修理に出される前に必ずお客様でその措置をお願いいたします。当店でお受けした修理、電池交換などに起因するプログラム、データなどの損害や遺失利益などについては一切の責任を負わないものとします。